○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条第二項の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第三号（厚生労働省組織規則第七百九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、表静岡の款細江の項管轄区域の欄及び同款天竜の項の改正規定は、平成二十二年三月一日から、表鹿児島の款大口の項管轄区域の欄の改正規定は、平成二十二年三月二十三日から、表北海道の款美唄の項及び表新潟の款小千谷の項管轄区域の欄の改正規定は、平成二十二年三月三十一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

表北海道の款遠軽の項管轄区域の欄中「、上湧別町」を削り、同款美唄の項を削り、表新潟の款小千谷の項管轄区域の欄を次のように改める。

長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ケ島、川口木沢、川口田麦山、川口峠、川口中山、川口武道窪、川口和南津、西川口、東川口、小千谷市	

表静岡の款細江の項管轄区域の欄を次のように改める。

浜松市のうち北区	

表静岡の款天竜の項を次のように改める。

浜北	浜松市のうち浜北区、天竜区

表鹿児島の款大口の項管轄区域の欄中「、始良郡のうち湧水町」を「、始良郡」に改める。

○経済産業省告示第三十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年二月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
407290	石川　文夫
407291	原　裕貴
407292	原田　俊明
407293	梅村　将也
407294	比企　孝夫
407295	朝木　規之
407296	池田　正和
407297	山田　周作
407298	田中　桂二
407299	這越　篤
407300	臼井　理恵
407301	矢島　英明
407302	式　周吾
407303	小林　直
407304	井上　秀二

○経済産業省告示第三十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年二月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	（変更前）	（変更後）
104856	岡崎　文男	岡崎　文男
104936	畔柳　修	畔柳　修
104980	藏増　篤志	藏増　篤志
207103	廣瀬　丈久	廣瀬　丈久
208924	張（中島）瀧玉	張（中島）瀧玉
405514	上川　直嗣	藤田　直嗣

○経済産業省告示第三十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年二月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
103841	宮下　忠孝
105124	清水　一夫

○国土交通省告示第百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	海老名市社家字湘築四五八七番一から同市中新田字一番一東海自動車道河原三二八八番三八まで	平成二十二年二月二十七日十五時

○国土交通省告示第百十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二十二条第二項の規定に基づき、海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示（平成十五年国土交通省告示第六百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

第一項第二号中「小樽市」を「札幌市」に改める。

○国土交通省告示第百十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十九年国土交通省告示第千七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

表北海道運輸局の項中「北海道小樽市港町五―三」を「北海道札幌市中央区大通西十」に、九州運輸局大分運輸支局の項中「大分県大分市大字海原字地浜九百十六―五」を「大分県大分市大洲浜一―一―四十五」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年三月一日から施行する。ただし、「北海道小樽市港町五―三」を「北海道札幌市中央区大通西十」に改める部分は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

○国土交通省告示第百十二号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成21年12月26日	財団法人日本船用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号	一　財団法人日本船用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号	F（船舶）	日本、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国